

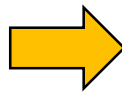
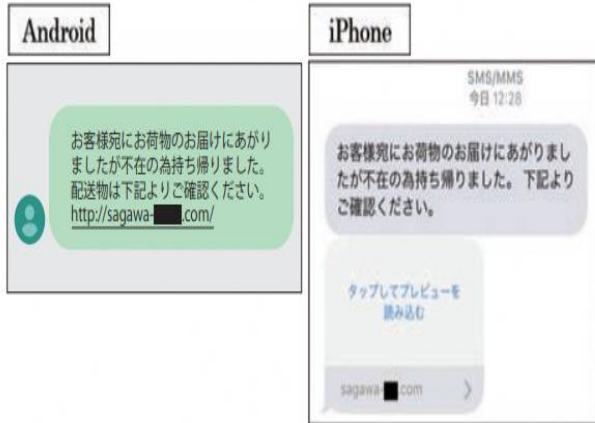
消費者被害注意情報

201901号

令和元年6月24日
 島根県消費者センター
 空岡(啓発)・坪内(相談)
 Tel:0852-22-5103
 Fax:0852-32-5918
 E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

被害再び！ 宅配業者を装ったSMS被害が発生しています！ ～「架空請求は無視が一番」～

不在通知を装ったSMSの例



URLをタップすると・・・

本物にそっくりな偽サイトへ



【被害の内容】

[国民生活センター資料より]

消費者のもとに宅配業者を装ったSMS（ショートメッセージサービス）が届き、不在通知の案内からURLをタップすると、実在する宅配業者のホームページにそっくりな偽サイトへ誘導されます。その後、誘導されるまま先に進むとアプリがダウンロードされ、その直後自分のスマートフォンから不特定多数の携帯番号へ同内容のSMSが連続して発信されます。さらに後日「キャリア決済で身に覚えのないコンテンツが購入されていた」「アカウントに身に覚えのないアクセスがあった」といった被害が発生します。また、問題のSMSを受信した別の人でも同様のことが繰り返されるため、一度発生すると連鎖して被害が拡大していくのが特徴です。

同様の被害は昨年夏に全国的に拡大しましたが、今年に入り再び島根県内で被害が発生しており、更なる被害拡大が懸念されます。



被害防止のポイント

◆身に覚えのないSMSは無視する。（絶対に開かない！）

大手宅配業者ではSMSによる不在通知の案内は行っていません。SMSを受け取っても記載されたURLをタップしないようにしましょう。「提供元不明のアプリ」はインストールしない設定にすることをおすすめします。

◆万が一、不正なアプリを入れてしまった場合は？

- ① スマートフォンを「機内モード」に設定する・・・SMSの送信が抑止されます
- ② 不正なアプリをアンインストール（削除）する・・・端末を「初期化」しておくことより安全です
- ③ キャリア決済の限度額を設定しておく・・・被害を最小限に抑えることができます

トラブル相談は

消費者ホットライン
 局番なしの

188

泣き寝入りは **いやや**

お近くの消費生活センター等につながります

少しでもおかしいな？と感じたり、分からないことがあればためらわずに相談だゾウ！



島根県消費者センター
 マスコットキャラクター
 たまされないゾウくん